

8月17日 大雨災害に係る記者会見発表事項

| 区分 | 災害関連情報及び関連状況 |
|---------|--|
| タイトル | 市税などの減免について |
| 発表事項の概要 | <p>対象者(世帯) 介護保険料、後期高齢者保険料、国民健康保険税 前年中の合計所得が1000万円以下の世帯 同一生計者などが所有する住宅等の損害割合が3/10以上 (罹災証明において中規模半壊以上)</p> <p>市、県民税 前年中の合計所得が1000万円以下の個人 同一生計者などが所有する住宅等の損害割合が3/10以上 (罹災証明において中規模半壊以上)</p> <p>固定資産税 固定資産税課税対象の家屋等の損害割合が2/10以上 (罹災証明において半壊以上)</p> <p>申請について 本庁税務課または各支所窓口で相談または持参してください 郵送でも受付します (様式は村上市ホームページにあります) 罹災証明書、本人確認書類、印鑑をお持ちください</p> <p>申請の期限 令和4年9月30日(金) 申請期限を過ぎても理由がある場合は受付が可能</p> <p>納入に関する相談 被害の内容によっては税などの減免に該当しない場合があります その場合、税の納付猶予などについてご相談に応じます</p> <p>問い合わせ 村上市税務課 電話 0254-75-8949</p> |
| 添付資料 | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |
| 所管課 | 税務課 |